

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（医療）

平成 26 年 1 月

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時における役割分担等について医療関係者間で共通認識を持って対応するため、初動体制や各発生段階における各機関の具体的な対策を示したものである。

なお、これについては継続的に検討を行い、状況や体制の変更など必要に応じて順次改訂するとともに、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、その発生状況に応じて柔軟に対応する予定である。

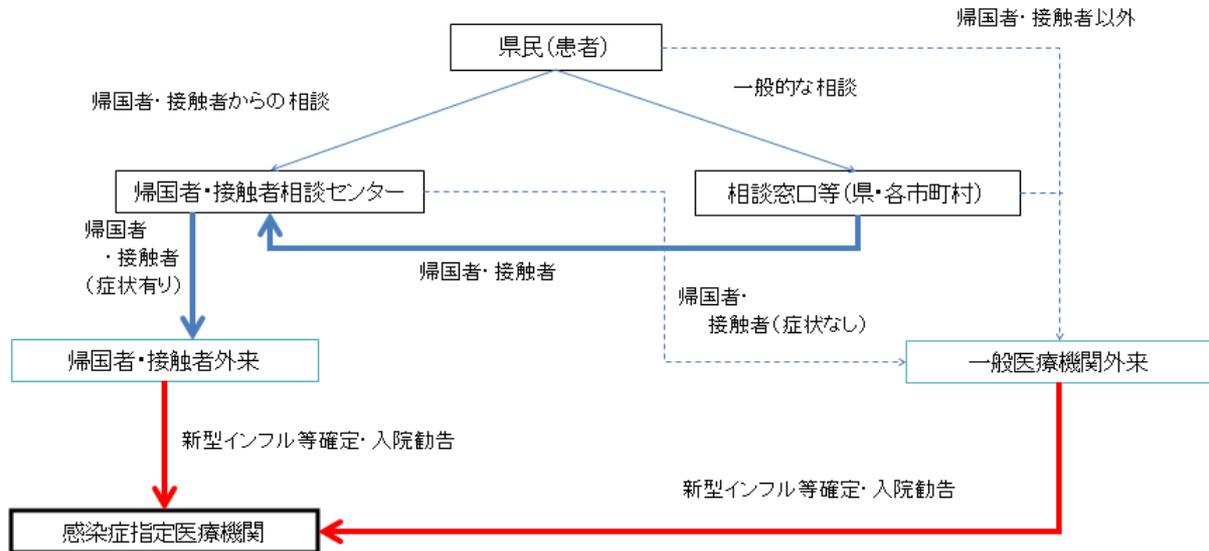
2. 県行動計画に基づく県内の医療体制（平成 25 年度現在）について

1) 新型インフルエンザ等発生時の医療体制概要

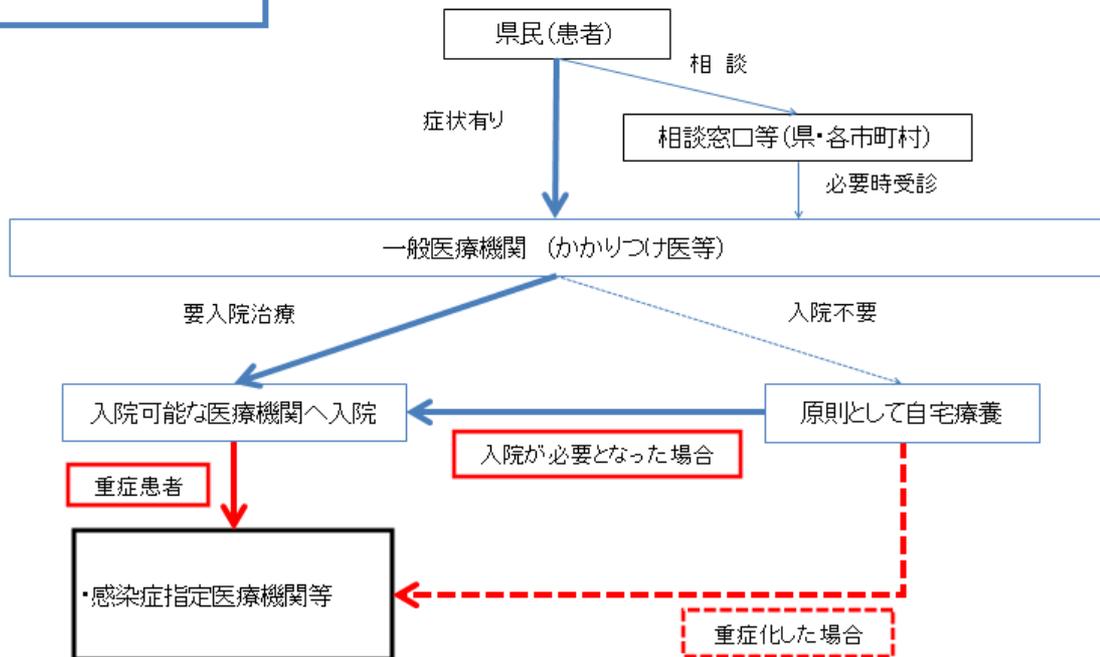
新型インフルエンザ等発生時には、県行動計画に基づき、発生段階に応じた体制で医療を行う。

発生段階	流行状態	対策の目的	医療
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	<ul style="list-style-type: none"> 事前準備 体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 感染期に備えた医療の確保、研修、訓練、備蓄 等
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備 検疫強化に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターの設置 帰国者・接触者外来の設置 検査体制の整備 等
県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、奈良県内では発生していない状態	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生の遅延と早期発見 県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センター拡充 帰国者・接触者外来の拡充 感染症指定医療機関等への受入準備要請 等
県内発生早期	奈良県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターの継続 帰国者・接触者外来の継続 感染症指定医療機関での入院措置 一般の医療機関における診療に備えた院内感染対策等の整備
県内感染期	奈良県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑える 県民の生活・経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の医療機関における診療体制へ移行 入院治療は重症者患者を対象とする 在宅療養患者への医療提供 等 ☆緊急事態宣言発出時 医療や医薬品等の確保要請 臨時の医療施設の設置
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が、低い水準でとどまっている状態	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制、県民の生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える 	<ul style="list-style-type: none"> 通常医療に戻す 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

医療体制<海外発生期～国内発生早期>



医療体制<県内感染期>



現時点(平成25年度)における県内の新型インフルエンザ等対策医療体制

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく発生段階に応じた体制整備

	未発生期	海外発生期	国内発生期		国内感染期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
帰国者・接触者相談センター (受診調整・一般相談)		保健所	保健所(休日夜間は 県庁等に集約)		コールセンター
感染症指定医療機関		感染症法に基づく対応	入院	入院(重症患者)	
県立病院			帰国者・接触者外来		入院
公立病院			帰国者・接触者外来		外来・入院
公的病院				帰国者・接触者外来	外来・入院
指定地方公共機関					入院(重症患者)
一般病院					外来・入院
医師会			往診協力等		外来

2) 帰国者・接触者相談センター

帰国者・接触者相談センターは、発生国周辺に渡航し、呼吸器症状を有している者、疑似症と判断される者が、適切に帰国者・接触者外来にて診療を受けられるよう、電話相談に応じ、受診可能な医療機関を紹介することを目的とする。

海外発生期より、保健所に設置し、健康相談や受診調整を行う。

県内未発生期から県内発生早期については、国等によるQ&Aが作成された段階で、一般の健康相談窓口(コールセンター)を設置し、帰国者・接触者相談センターへの過度な負担を回避する。また、同センターの設置趣旨から、主目的が帰国者・接触者外来への連携であるため、帰国者・接触者相談センターと相談窓口等の役割を県ホームページ、広報、報道発表等により、広く県民に周知する必要がある。

なお、帰国者・接触者相談センターについては、休日・夜間の対応は県内で集約し、効率的に実施するとともに、相談件数が増加した際には、持続可能な体制に転換する。また、帰国者・接触者相談センター等の開設、体制の変更などを行う際には、開設時間や連絡先等について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、広く県民に周知する。

※ 一般の健康相談窓口については、病原性の状況等により、職員による相談窓口だけでなく、外部委託によるコールセンターの設置を検討する。

3) 帰国者・接触者外来

帰国者・接触者外来は、発生国からの帰国者や、患者との濃厚接触者が発熱・呼吸器症状等を有する場合、新型インフルエンザ等にり患している危険性が、一般の患者と大きく異なることが想定されるため、帰国者・接触者相談センターを通じてこれらの者を検査体制等の整った医療機関へ確実につなぐとともに、患者を集約することでまん延をできる限り防止することを目的として設置するものである。

海外発生期以降において、「発生国周辺に渡航し、呼吸器症状を有している者、疑似症と判断される者」に対する適切な検査・診療が受診できるよう、県は、県立病院、公立病院、公的病院に対し、帰国者・接触者外来の設置を要請する。

具体には、海外発生期に県立病院と公立病院にて帰国者・接触者外来を設置し、国内発生県内未発生期より公的病院に拡大する。診療体制等が整った医療機関より順次開設し、帰国者・接触者相談センターと連携して外来診療を行う。

なお、県内感染期においては、帰国者・接触者外来は閉鎖し、体制の整ったすべての医療機関において外来診療を行う。

4) 訪問診療

県は、県内未発生時において、医師会等と連携し、帰国者・接触者外来に自力で行けない患者（自家用車等で外来診療を受診が困難な患者）に対し、県の要請を受けた診療所等に往診対応してもらえよう調整する。

また、県内感染期においては、在宅療養が必要となる患者が増加することが見込まれることから、県は、医師会・市町村と連携し、在宅医療を推進する。

5) 休日、夜間診療体制の強化

医師会と病院協会は、県内感染期において、外来診療を充実させるため、県の要請を受け、各医療機関（診療所を含む）において休日・夜間診療（診療時間の延長など）に対応できるよう調整する。また市町村は、休日夜間診療所の拡充のために、医師会と調整する。

県及び市町村は、休日夜間の診療体制を強化する際、場所、時間等を広く県民に周知するため、広報に努める。

6) 入院治療体制

海外発生期以降において、疑似症患者が県内に発生し、入院治療を必要とする場合、県は、感染症指定医療機関に患者受入を要請する（感染症法に基づく勧告入院）。

同時に、感染症指定医療機関が満床となった場合に患者受入を依頼するため、県立病院、公立病院、公的病院（指定地方公共機関）に対し、受入体制の整備を依頼する。

感染症指定医療機関が満床となった場合（県内発生～感染期に相当）、陰圧病床を有する医療機関を優先するが、入院患者受入体制の整った医療機関に対し順次入院治療を依頼する。

なお、県は、県内感染期において、病院協会と協力のもと、受入可能な体制が整った（受入可能病床を有する）すべての病院に協力依頼し、順次、入院治療を開始する。

※ 重症患者の取扱い

合併症など重症の患者の入院治療について、県は、感染症指定医療機関に患者受入を要請する。感染症指定医療機関が満床となった場合には、指定地方公共機関に患者受入を要請する。

重症患者の入院調整については、病診連携、病病連携の中で行われるものであるが、調整困難な時期においては県が入院調整を主導する。

7) 予防接種

未発生期において、県はワクチン流通体制を整備し、市町村の予防接種実施体制構築に協力する。また、医療機関や市町村に対して、感染症研修会等を通じて感染症や

予防接種の最新の情報を提供する。

海外発生期以降は、ワクチンの開発や製造の状況に応じて、国の方針に基づき予防接種が速やかに効率的に実施できるよう、国や市町村に協力する。特定接種では、県職員対象者を把握し、接種を実施する。住民接種では、市町村による集団接種が原則となるため、その実施を支援する。また、ワクチンの流通や予防接種実施については、県医師会や県病院協会、医薬品卸に係る指定地方公共機関に協力を要請する。

種類	実施主体	実施時期	対 象
特定接種	国	住民接種に先行	(医療) 新型インフルエンザ等医療の提供 (医療) 生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供 (介護・福祉) 社会保険・社会福祉・介護事業 (医薬品・化粧品等卸売業) (医薬品製造業) (医療機器修理業・販売業・賃貸業) (ガス業、銀行業・・・その他、小売業など) (国家公務員および地方公務員) 新型インフルエンザ等対策に携わる (国家公務員および地方公務員) 危機管理に従事 (国家公務員および地方公務員) 民間の登録事業者と同様の業務
住民接種	市町村	国が示す優先順位等の考え方に 基づき順次実施	一般住民

3. 行政及び医療機関における情報提供、連絡体制について

県は、医療機関や関係団体等の連絡窓口を明確にし、緊急時の連絡先を整理した名簿を作成し、毎年度更新することで、県を通じて国等からの情報を適切かつ迅速に提供できる連絡体制を構築する。

また、医療機関等においても、内部で情報が滞留しないよう、担当者に適切な情報が提供できる体制を構築する必要がある。

各保健所においては、管内の地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関である医療機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）やその他の医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。特に、奈良市保健所（中核市保健所）においては、市内の医療体制の整備を推進する際には、県との連携を密にする。

4. その他

県及び奈良市は、未発生期より、医療機関等に対し、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等、感染防止対策を進めるよう要請するとともに、必要に応じ、備蓄している個人防護具等の一部を提供する等の支援を行う。